

## (2) 課税対象とならない軽油

(単位：キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量	
法第百四十四 条の五関係	輸出（外国船籍の船舶の船用品）	4	1,337	
	課税済み	44	23,287	
	小 計 A	48	24,624	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項 関 係	第一号 船舶	船舶	2,202	12,517
		漁船	1,556	6,057
		海上保安庁	1	1
		その他	645	6,459
	第二号	海上保安庁		
		自衛隊の使用する機械を管理する者		
		消防庁及び地方公共団体		
	第三号	鉄道事業	1	3,054
		軌道事業		
		専用の鉄道を設置する者 専用側線において車両の入換作業を営む者		
	第四号関係	農業等	2,167	1,094
		国	1	2
		地方公共団体	1	
		その他	2,165	1,092
		林業等	3	36
		地方公共団体 素材生産業を営む者 その他	3	36
	第五号 関係	陶磁器製造業		
		セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く）	17	378
		生コンクリート製造業		
		電気供給業	X	10
		地熱資源開発事業		
		鉱物の採掘事業	40	3,291
		とび・土工事業	3	120
		鉱さいバラス製造業		
		港湾運送業	12	545
		倉庫業	3	11
		貨物利用運送事業		
鉄道貨物積卸業				
航空運送サービス業		4	87	
廃棄物処理事業		13	223	
地方公共団体 地方公共団体の長の許可等を受けた者		5 8	44 179	
木材加工業	10	470		
木材市場業	X	4		
パークたい肥製造業				
索道事業	X	4		
小 計 B	4,478	21,844		
アメリカ合衆国軍隊関係 C				
外国公館等の暖房用ボイラー関係 D				
合 計 A + B + C + D	4,526	46,468		

(注) 地方税法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄は、平成29年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。